

秋田公立美術大学・秋田公立美術工芸短期大学同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は、秋田公立美術大学・秋田公立美術工芸短期大学同窓会と称し、本部を秋田公立美術大学内におく。

第2章 目的および事業

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 会員への活動支援事業
- (3) 母校支援のための事業
- (4) 会員名簿管理
- (5) 会員への情報発信を行う事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

第4条 本会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 秋田公立美術大学、秋田公立美術工芸短期大学を卒業または修了したもの
- (2) 賛助会員 秋田公立美術大学、秋田公立美術工芸短期大学の教職員
- (3) 準会員 秋田公立美術大学、秋田公立美術工芸短期大学の在学生

第5条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名（本会を代表して会務を統括する）
- (2) 副会長 2名（会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を行う）
- (3) 理事 若干名（本会の運営について審理し、会務を執行する）
- (4) 会計 2名（本会の会計を行う）
- (5) 庶務 2名（本会の庶務を担当する）
- (6) 監査 2名（本会の会計監査を行う）
- (7) 顧問 若干名（本会の運営に助言する）

第6条 役員を選出は次のとおりにする。

- (1) 会長は総会において選出され、副会長、理事、会計、監査の各役員を指名する。
- (2) 顧問は、賛助会員の中から会長が指名し、委嘱する。

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

第8条 会長は役員会の承認を経て役員解任および任命を行うことができる。

(1) 欠員によって補充された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第4章 会 議

第9条 本会の会議は総会および役員会とし、会長がこれを招集する。

(1) 総会は、毎年一回、出席者によって構成され、会務報告、予算及び決算の承認、役員の承認、会則の改廃並びに懇談などを行う。

(2) 役員会は、第5条の役員によって構成され、本会の予算、決算、会則の改廃および運営上の重要事項について審議する。

(3) 会議の議決は、出席者の過半数とし、可否同数の時は議長がこれを決する。

第5章 会 計

第10条 会費は、総会において決定し、同窓会会費規定に定める。

(1) 会員は、同窓会会費規定による会費を納めなければならない。

(2) 会費については入学時に納入する事とし、原則として返還は行わない。

(3) 会費を納入しない者は、会員としての権利を行使および受益することができない。

(4) 会費の変更は、役員会の決議により総会の承認を必要とする。

第11条 本会の会計は、年度会計とし毎年4月1日より翌年3月31日とする。決算は3月末日とし会計監査を受けなければいけない。

第12条 本会の維持は、会費、基本利子および寄付金その他の収入によってまかなう。

第13条 役員会の承認により会費や寄付金の臨時徴収を行うことができる。

第14条 本会の財産は、すべて役員会がこれを管理する。

第6章 補 足

第15条 本会則に規定しない細目は、役員会の議決に従う。

同窓会会費規定

(1) 平成25年度以降に入会する会員は次に定める会費を納めなければいけない。

会 費 15,000円

(2) 平成24年度以前に卒業及び修了した正会員は次に定める会費を納めなければいけない。

会 費 10,000円

付 則 この会則は平成25年4月1日より施行する。